

JIS

ベンゼン・トルエン・キシレンー 第 1 部：ベンゼン

JIS K 2435-1 : 2006

(JAIA/JSA)

平成 18 年 3 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 一般化学技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	川 瀬 晃	エスアイアイ・ナノテクノロジー株式会社
(委員)	江 村 智 之	日本プラスチック工業連盟
	齋 藤 壽	社団法人日本分析機器工業会 (株式会社島津製作所)
	嶋 田 圭 吾	社団法人日本試薬協会 (米山薬品工業株式会社)
	角 田 欣 一	群馬大学
	中 村 進	独立行政法人産業技術総合研究所
	中 村 洋	東京理科大学
	西 川 輝 彦	石油連盟
	西 本 右 子	神奈川大学
	林 田 昭 司	社団法人日本化学工業協会
	松 本 保 輔	財団法人化学物質評価研究機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.3.25

官 報 公 示：平成 18.3.27

原 案 作 成 者：社団法人日本芳香族工業会

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-5-2 アロマビル TEL 03-3666-5341)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：一般化学技術専門委員会 (委員長 川瀬 晃)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本芳香族工業会 (JAIA)／財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって JIS K 2435 : 1992 は廃止され、JIS K 2435-1、JIS K 2435-2 及び JIS K 2435-3 に置き換えられる。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的内容をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS K 2435-1 には、次に示す附属書がある。

附属書（規定） 比重測定方法

JIS K 2435 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS K 2435-1 第 1 部：ベンゼン

JIS K 2435-2 第 2 部：トルエン

JIS K 2435-3 第 3 部：キシレン

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	1
4. 品質	1
5. 試験方法	2
5.1 一般事項	2
5.2 試料の採取及び調製	2
5.3 外観	2
5.4 色	3
5.5 密度	3
5.6 全硫黄分	9
5.7 銅板腐食試験	9
5.8 中性度試験	9
5.9 ガスクロマトグラフィーによる成分試験	10
5.10 蒸留試験	16
5.11 硫酸着色試験	19
5.12 蒸発残分	20
5.13 臭素価試験	21
5.14 臭素指数試験	21
6. 表示	22
附属書（規定）比重測定方法	25
解 説	28

ベンゼン・トルエン・キシレンー第 1 部：ベンゼン

Benzene・Toluene・Xylene—Part 1 : Benzene

序文 この規格に対応していた国際規格 **ISO 5271**, Benzene for industrial use—Specification は 2002 年 8 月に廃止され、現在この規格に対応する国際規格は存在しない。

警告 ベンゼンは、引火性の強い危険物であり、火災・爆発などの危険があるので、特に火気、静電気などに注意するとともに、取り扱いには万全の注意が必要である。さらに、ベンゼンは、発がん性物質であり、IARC（国際がん研究機構）の評価では、グループ 1（ヒトに対して発がん性がある。）に分類されている健康有害性の非常に強い物質である。このため、取扱い上、蒸気の吸入、皮膚接触などを避けるように十分な注意が必要である。また、大気、水質の汚染を防止するため、試料採取時の洗浄廃液、試験終了後の試料の処分などについてもできる限り回収する必要がある。この規格は、その使用に関連して起こりうるすべての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置を取らなければならない。

- 1. 適用範囲** この規格は、工業用のベンゼンについて規定する。
- 2. 引用規格** この規格の引用規格を付表 1 に示す。付表 1 に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。
- 3. 定義** この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS K 2410** による。
- 4. 品質** ベンゼンは、品質によって 2 種類に区分し、その品質は、5. によって試験したとき、表 1 による。